

物価問題等に関する特別委員会議録 第二号

昭和四十八年十二月八日(土曜日)
午前九時四十九分開議

出席委員

委員長 平林 剛君

理事 稻村 利幸君

理事 倉成 正君

理事 橋口 隆君

理事 松浦 利尚君

理事 上田 茂行君

理事 羽生田 進君

理事 山本 幸雄君

理事 山中 吾郎君

理事 和田 耕作君

理事 木部 佳昭君

理事 坂村 吉正君

理事 井岡 大治君

理事 野間 友一君

理事 塩崎 潤君

理事 宮澤 喜一君

理事 金子 みつ君

理事 有島 重武君

理事 内田 常雄君

理事 竹内 黎一君

理事 吉瀬 維哉君

理事 小島 英敏君

理事 官房長 官

理事 経済企画庁長官 官

理事 経済企画庁物価局長 官

理事 委員の異動

十二月三日

林 義郎君

補欠選任

同月四日

高橋 千寿君

補欠選任

同月五日

辭任

粕谷 茂君

補欠選任

山崎 拓君

第二類第六号

物価問題等に関する特別委員会議録第二号

昭和四十八年十二月八日

同日

辭任

近藤 鉄雄君

補欠選任

加藤 紘一君

塩崎 潤君

綿貫 民輔君

渡辺 三郎君

山中 吾郎君

同日

理事林義郎君同月三日委員辭任につき、その補

欠として木部佳昭君が理事に當選した。

十二月七日

国民生活安定緊急措置法案(内閣提出第三号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の補欠選任

連合審査會開會に關する件

連合審査會開會に關する件

参考人出席要求に關する件

国民生活安定緊急措置法案(内閣提出第三号)

〇平林委員長

これより會議を開きます。

まず、理事補欠選任の件についておはかりをい

たします。

去る三日、理事林義郎君の委員辭任により、理

事が一名欠員となっております。その補欠選任を

行ないたいと思ひますが、先例により委員長にお

いて指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

〇平林委員長

御異議なしと認めます。よつて、

さう決しました。

それでは、理事に木部佳昭君を指名いたしま

す。

〇平林委員長

内閣提出、国民生活安定緊急措置

法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたしま

す。内田経済企画庁長官。

国民生活安定緊急措置法案

国民生活安定緊急措置法案

(目的)

第一条 この法律は、物価の高騰その他の我が国

の經濟の異常な事態に対処するため、國民生活と

の關連性が高い物資及び國民經濟上重要な物資

の價格及び需給の調整等に関する緊急措置を定

め、もつて國民生活の安定と國民經濟の円滑な

運営を確保することを目的とする。

(標準價格の決定等)

第二条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある

場合において、國民生活との關連性が高い物資

又は國民經濟上重要な物資(以下「生活關連物

資等」という。)の價格が著しく上昇し又は上昇

するおそれがあるときは、政令で、当該生活關

連物資等を特に價格の安定を圖るべき物資とし

て指定することができる。

2 前項に規定する事態が消滅したと認められる

場合には、同項の規定による指定は、解除され

るものとする。

第三条 主務大臣は、前条第一項の規定による指

定があつたときは、その指定された物資(以下

「指定物資」という。)のうち取引数量、商慣習

その他の取引事情からみて指定物資の取引の標

準となるべき品目(以下「標準品目」という。)

について、遅滞なく、標準價格を定めなければ

ならない。

2 標準價格は、標準品目の物資の生産若しくは

輸入の事業を行う者の販売價格又は標準品目の

物資を使用する者に対してその標準品目の物資

の販売の事業を行う者の販売價格(以下「小売

價格」という。)について定めるものとする。

3 標準價格は、当該標準品目に係る指定物資の

價格の安定を圖ることを旨とし、標準的な生産

費、輸入價格又は仕入價格に標準的な販売費用

及び利潤を加えて得た額、取引の態様及び地域

的事情、当該標準品目に係る指定物資の需給の

見通し並びに國民生活又は國民經濟に及ぼす影

響を総合的に勘案して定めるものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定により標準價格を

定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければ

ならない。

第四条 主務大臣は、標準品目の物資の標準的な

生産費、輸入價格若しくは仕入價格又は需給状

況その他の事情に著しい変動が生じた場合にお

いて、特に必要があると認めるときは、標準價

格を改定するものとする。

2 標準價格は、第二條第一項の規定による指定

が解除されたときは、その効力を失ふ。

3 前條第四項の規定は、前二項の場合に準用す

る。

(標準價格等の表示等)

第五條 標準價格が小売價格について定められた

ときは、その標準價格に係る指定物資の小売業

を行う者は、主務省令で定めるところにより、

その標準價格及びその指定物資の販売價格を一

般消費者の見やすいように表示しなければならない。

2 主務大臣は、標準價格を小売價格について定

めた場合において、その標準價格に係る指定物

資の小売業を行う者がその標準價格又はその指

定物資の販売價格を表示せず又は一般消費者の

見やすいように表示していないと認めるとき

は、その者に対し、その標準價格又は販売價格

を一般消費者の見やすいように表示すべきこと

を指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた

者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(標準価格に関する指示等)

第六条 主務大臣は、指定物資を販売する者のその指定物資の販売価格が次の各号に掲げる品目の区分に応じ当該各号に規定する価格を超えていると認めるときは、その者に対し、当該各号に規定する価格以下の価格でその指定物資を販売すべきことを指示することができる。

一 標準品目 標準価格(取引の態様又は地域的事情その他の事情がその標準価格を定めるに当たつて考慮した取引の態様又は地域的事情その他の事情と異なるときは、標準価格を基準とし、その取引の態様又は地域的事情その他の事情を参酌して妥当と認められる価格。次号において同じ。)

二 標準品目以外の品目 標準価格を基準とし、当該品目と標準品目との品質、寸法その他の事情の相違を参酌して妥当と認められる価格

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(特定標準価格の決定等)

第七条 第三条から前条までに規定する措置を講じてなお指定物資の価格の安定を図ることが困難であると認められる場合において、その指定物資の価格の安定を確保することが特に必要であるときは、政令で、当該指定物資を特に価格の安定を確保すべき物資として指定することができる。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第八条 主務大臣は、前条第一項の規定による指定があつたときは、その指定された物資(以下「特定物資」という。)のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて特定物資の価格の安定のためにその価格の安定を確保すべき品目(以下「特定品目」という。)について、遅滞な

く、特定標準価格を定めなければならない。

2 特定標準価格は、全国を通じて、又は主務大臣が定める地域ごとに定めるものとし、取引の態様その他の事情に応じて定めることができる。

3 特定標準価格は、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び適正な利潤を加えて得た額を基準とし、当該特定品目に係る特定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を考慮して定めるものとする。この場合において、当該特定品目が標準品目であり、かつ、標準価格を特定標準価格とすることが適切と認められるときは、当該標準価格を特定標準価格として定めるものとする。

4 第三条第四項の規定は、第一項の規定により特定標準価格を定めた場合に準用する。

5 特定物資に関する第五条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「標準価格」とあるのは、「特定標準価格」とする。

第九条 主務大臣は、特定品目の物資の標準的な生産費、輸入価格若しくは仕入価格又は需給状況その他の事情に著しい変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、特定標準価格を改定するものとする。

2 特定標準価格は、第七条第一項の規定による指定が解除されたときは、その効力を失う。

3 第三条第四項の規定は、前二項の場合に準用する。

(課徴金)

第十条 主務大臣は、特定品目の物資の販売をした者のその販売価格が当該販売をした物資に係る特定標準価格を超えていると認められるときは、その者に對し、当該販売価格と当該特定標準価格との差額に当該販売をした物資の数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた者は、同項に定める課徴金を納付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該販売に係る物資が同項の特定標準価格が告示された日以前におい

て生産され、輸入され、又は仕入れられた物資で、その生産費、輸入価格又は仕入価格が当該特定標準価格を定めるに当たつて基準となつた生産費、輸入価格又は仕入価格に比し著しく高いものであることが明らかである場合その他の特別の事情がある場合であつて政令で定める場合には、主務大臣は、政令で定めるところにより、同項の課徴金を減額し、又は免除することができる。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による命令の手續その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(強制徴収)

第十一条 主務大臣は、前条の規定による課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位については、国税の例による。

(税務行政機関との相互通知)

第十二条 主務大臣又はその権限の委任を受けた者は、第十条第一項の規定による命令をしたときは、その内容を国税庁長官及び関係の地方公共団体の長に通知するものとする。

2 国税庁長官又は地方公共団体の長は、その所管する機関に所屬する当該職員が国税又は地方税に関する調査の際に知つた第十条第一項の規定に該當する販売に関する事項を主務大臣に通知するものとする。

(生産に関する指示等)

第十三条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあるときは、別に法律の定めがある場合を除き、政令で、当該生活関連物資等を生産を促進すべき物資として指定することができる。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第十四条 前条第一項の規定により指定された物資の生産の事業を行う者(主務省令で定める要件に該當する者を除く。以下「生産業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、当該物資の生産に関する計画(以下「生産計画」という。)を作成し、主務大臣に届出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした生産業者に対し、その届出に係る生産計画を変更すべきことを指示することができる。

3 第一項の規定による届出をした生産業者(前項の規定による指示があつた場合において、その指示に従つて生産計画の変更をしなかつた者を除く。)は、その届出に係る生産計画(第一項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に沿つて前条第一項の規定により指定された物資の生産を行わなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由なくその届出に係る生産計画に沿つて前条第一項の規定により指定された物資の生産を行わなかつたとき、その旨を公表することができる。

(輸入に関する指示等)

第十五条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足

することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、かつ、当該生活関連物資等の輸入の足進によりこれに対処する必要があると認められるときは、政令で、当該生活関連物資等を輸入を促進すべき物資として指定することができる。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第十六条 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の輸入の事業を行う者で当該物資の輸入事情を考慮して当該物資の輸入をすることができると認められるものに對し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、当該物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第十七条 主務大臣は、前条に規定する事態をもつてしては第十五条第一項に規定する事態を克服することが困難であると認めるときは、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち政令で定めるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、同項の規定により指定された物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた法人は、当該特別の法律の規定にかかわらず、その指示を受けたところから従つて当該物資の輸入に関する業務を行うことができる。

第十八条 主務大臣は、第十六条第一項又は前条第一項の規定による指示をしよとするときは、国際的取引秩序を乱すことのないよう配慮しなければならない。

(保管に関する指示等)

第十九条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等のうちあらか

じめその出荷を調整しなければ供給が不足する場合に対処することが困難なものにつきその供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を供給の安定を図るべき物資として指定することができる。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第二十条 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量を定めて、当該物資の保管をすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(売渡、輸送又は保管に関する指示等)

第二十一条 主務大臣は、特定の地域において生活関連物資等の供給が不足することにより当該地域の住民の生活の安定又は地域経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、当該地域における当該生活関連物資等の供給を緊急に増加する必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、売渡しをすべき期限及び数量、売渡先並びに売渡価格を定めて、当該生活関連物資等の売渡しをすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は前項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の輸送の事業を行う者に対し、輸送をすべき期限、数量及び区間並びに輸送条件を定めて、当該生活関連物資等の輸送をすべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該地域において当該生活関連物資等に係る物品の保

管の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量並びに保管条件を定めて、当該生活関連物資等の保管をすべきことを指示することができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(設備投資に関する指示等)

第二十三条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営を確保するため設備投資に関する需要の抑制を図る必要があると認められるときは、政令で、設備投資を抑制すべき期間として六月を下らない期間を指定することができる。

第二十四条 前条の規定により指定された期間内に建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をい、公益上又は国民生活上必要な建築物であつて政令で定めるもの及び次条第一項の規定により届出をすべき設備投資計画に係る建築物を除く。以下同じ)であつて、政令で定める規模以上のものの建築(移転を除く。以下同じ)をしよとする者は、主務省令で定めるところにより、工事計画を作成し、主務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しよとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該建築物の建築が国民生活上又は国民経済上の緊急性その他の事情を参酌して政令で定める基準に適合しないと認めるときは、その建築をしよとする者に対し、工事計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該建築物の規模の縮小を指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十四条 第二十三条の規定により指定された期間のうち主務省令で定める期間内に、次の各号に該当する設備の設置をしよとする事業者

(その事業の用に供する設備に対する投資を抑制することが必要であるものとして政令で定める事業を行う者をいい、主務省令で定める要件に該当する者を除く。以下同じ)は、主務省令で定めるところにより、設備投資計画を作成し、主務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しよとするときも、同様とする。

一 直接その事業の用に供する機械、装置その他の設備の設置であること。

二 当該主務省令で定める期間ごとの設備の設置に要する投資総額が政令で定める金額を超えるものであること。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該設備の設置が国民生活上又は国民経済上の緊急性その他の事情を参酌して政令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該事業者に対し、設備投資計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該投資総額の減少を指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(割当て又は配給等)

第二十五条 物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあるとき、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、同項に規定する事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない。

(帳簿の記載)

第二十六条 指定物資を販売する者(主務省令で定める要件に該当する者を除く)は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該指定物資に係る経理に關し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(立入検査等)

第二十七条 主務大臣は、第五条、第六条及び第十條の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、第十四条、第十六条、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、生活関連物資等の生産、輸入、販売若しくは輸送の事業を行う者、生活関連物資等に係る物品の保管の事業を行う者若しくは第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項に規定する者に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第二十五条第一項の規定に基づく政令の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された生活関連物資等の生産、輸入若しくは販売の事業を行う者その他政令で定める関係者に対し、同項に規定する事項に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 第一項の規定により立入検査若しくは質問をする職員又は前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係

係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第二十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む)を定めることができる。

(主務大臣及び主務省令)

第二十九条 この法律における主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

(権限の委任)

第三十条 この法律による権限は、政令で定めるところにより、外局の長、地方支分部局の長又は地方公共団体の長に委任することができる。

(罰則)

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第二十七条第二項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二条 第十四条第一項、第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十五条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した者を五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(物価統制令の一部改正)

第二条 物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「主務大臣」の下に「物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキ」を加え、「価格等」を「当該価格等」に改める。

第三十三条及び第三十四条中「十万円」を「五百万円」に改める。

第三十五条中「五万円」を「三百万円」に改める。

第三十七条中「一万円」を「二十万円」に改める。

第三十八条中「二万円」を「十万円」に改める。

第三十九条中「五千円」を「十万円」に改める。

(物価統制令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律施行の際改正前の物価統制令第四條の規定により統制額の指定されている価格等に係る統制額の指定については、当分の間、改正後の同條の規定にかかわらず、なお従前の

例による。

(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

八 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年

法律第

号)の規定による課徴金及び

延滞金

(法人税法の一部改正)

第五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項に次の一号を加える。

六 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年

法律第

号)の規定による課徴金及び

延滞金

(生活関連物資の買占め及び売惜しみに對する

緊急措置に關する法律の一部改正)

第六条 生活関連物資の買占め及び売惜しみに對する緊急措置に關する法律(昭和四十八年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名中「生活関連物資」を「生活関連物資等」に改める。

第一条中「生活関連物資(食品、繊維、木材その他の国民生活との関連性が高い物資をいう。以下同じ。)」を「国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資(資以下「生活関連物資等」という。に改め、「国民生活の安定」の下に「国民経済の円滑な運営」を加える。

第二条第一項中「生活関連物資」を「生活関連物資等」に改める。

第四条を次のように改める。

(売渡しに關する指示及び命令)

第四条 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者が買占め又は売惜しみににより当該特定物資を多量に保有しているとき、その者に對し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡し先(内閣総理大臣及び主務大臣が当該特定物資の買受けにつきその同意を得た者に限る。)

を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その者に對し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該売渡先に当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他その命令の実施に關し必要な細目は、当事者間の協議により定める。

4 内閣総理大臣及び主務大臣は、第二項の規定による命令に係る売渡しをすべき期限までに当事者が前項の協議をすることができず、又は当該協議が整わないと認めるときは、政令で定めるところにより、裁定を行うものとする。

5 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

6 第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が整つたものとみなす。

7 第四項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

8 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

9 第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第八條を次のように改める。

(権限の委任)

第八條 この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限は、政令で定めるところに

より、地方公共団体の長に委任することができる。

第八條の次に次の三條を加える。

(罰則)

第九條 第四條第二項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十條 第五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は二十万圓以下の罰金に処する。

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

理由

物価の高騰その他の我が國經濟の異常な事態に對処し、國民生活の安定及び國民經濟の円滑な運営を確保するため、國民生活との關連性が高い物資及び國民經濟上重要な物資について、標準價格の設定及びこれを遵守させるための措置、生産、輸入及び保管に關する指示等の措置その他の價格の安定及び需給の調整等に關する緊急措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田國務大臣 ただいま議題となりました國民生活安定緊急措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

物価の安定は、わが國經濟の當面する最重要課題であります。世界的な景氣上昇と農産物不作等による輸入價格の高騰、國際収支赤字と民間信用の増大から生じたいわゆる過剰流動性、国内需要

の急速な拡大と供給の制約が重なって、昨年秋季以来卸売り物価が高騰し、消費者物価も本年に入り、急上昇を続けておりますこと御承知のとおりでございます。

こうした情勢に對処して政府は、總需要の抑制をはかるという見地から財政執行の繰り延べ、果次にわたる金融引き締め強化などを行うとともに、生活關連物資の買占め及び売惜しみに對する緊急措置に關する法律に基づき、灯油、紙などを特別の調査を要する生活關連物資として指定いたし、買占め売り惜しみの防止につとめるほか、關係業界に對し、緊急増産や出荷の指導を実施するなど個別物資の需給の調整措置を講じてまいりました。

しかしながら、最近の石油供給の制限と輸入價格の上昇は、新たな物価上昇圧力となり、現下の物価問題を一そうむずかしいものとしたしております。

このような状況のもとに、當面總需要抑制政策を堅持し、事態の推移に應じこれを強化することにも、市場機構を通じて資源の適正な活用をはかり、これを克服していくことが基本であります。同時にまた、いかなる事態が生じても國民經濟の混乱と國民生活への影響を未然に防止し、物価の安定と必要物資の安定的供給を確保するため、備えをしておくことは、國の責任であると考えます。

この法律案は、このような観点から物価の高騰その他の經濟の異常な事態に對処し、生活關連物資及び國民經濟上重要な物資につきまして、標準價格の設定、生産、輸入及び保管に關する指示その他の價格の安定及び需給の調整等に關する緊急措置を定めることにより、國民生活の安定と國民經濟の円滑な運営に資せんとするものであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。次にこの法律案の要旨を御説明申し上げます。まず、この法律案は、物価が高騰し、または高

騰するおそれがある場合に、特定の条件のもとで次の各般の措置をとることができるものとしております。

第一は、指定物資についての標準價格の設定とこれを越えて販売する者に対する價格引き下げの指示及び公表であります。

生活關連物資等の價格が著しく上昇し、または上昇するおそれがあるときは、物資を政令で指定し、標準價格を定めるとともに、これを越えてその指定物資を販売したときは、價格の引き下げを指示し、正当な理由なくこれに従わなかったときには、その旨を公表することができることとしております。

第二は、特定物資の指定、特定標準價格の設定と課徴金の徴収であります。

指定物資のうち特に價格の安定を確保することが必要な物資を特定物資として政令で指定し、特定標準價格を設けるとともに、これを越えて特定物資を販売したときには、特定標準價格と販売價格との差額を課徴金として徴収することとしております。

第三は、生産、輸入、保管に關する指示及び公表であります。

生活關連物資等の供給が不足することによりまして、國民生活の安定または國民經濟の円滑な運営が著しく阻害され、またはそのおそれがある場合には、物資を政令で指定いたし、生産を指示するとともに、指示に従わなかったときには公表することとできるものとしております。輸入の促進または保管によりこれに對処する必要があると認められますときにはについても、同様の趣旨の規定を設けております。

また、生活關連物資等の地域的な需給の不均衡に對処して、緊急に不足物資をその地域に供給するために売り渡し、輸送、保管をなすべきことを指示し、その指示に従わない者については、その旨を公表することができることとしております。

第四は、設備投資の抑制に関する指示及び公表であります。

国民生活の安定または国民経済の円滑な運営を確保するため設備投資に関する需要の抑制をする必要があるときは、政令で指定された期間中の大規模な建築物の工事計画及び多額を要する設備投資計画を届け出させ、工事計画及び設備投資計画の実施の延期等の抑制措置を指示し、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができることとしております。

第五は、割り当て、配給、使用制限等についてであります。

物価が著しく高騰し、または高騰するおそれがある場合で、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、需給の均衡回復が相当の期間を要する困難であるというきびしい事態が生じた場合においては、政令で割り当て、配給、使用制限等の措置をとることができることとしております。

その他、帳簿の記載をさせ、報告徴収及び立ち入り検査をできることとしておりますほか、地方公共団体の長などに対する権限の委任、経過措置、罰則等に関する規定を定めております。

さらに附則におきまして、物価統制令の発動要件の改正を行なうとともに、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律についても、特定物資の範囲の拡大、売り渡し命令の創設など所要の改正を行なうこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。（拍手）

○平林委員長 以上で本案の提案理由の説明聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○平林委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

ただいま審査中の国民生活安定緊急措置法案の審査に資するため、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出頭の日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○平林委員長 次に、連合審査会の開会申し入れに関する件についておはかりいたします。

ただいま商工委員会において審査中の内閣提出、石油需給適正化法案について、連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、連合審査会開会についておはかりいたします。

本委員会において審査中の内閣提出、国民生活安定緊急措置法案について、他の委員会から連合審査会の申し入れがありました場合には、その委員会と連合審査会を開会することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会開会の日時等につきましては、関係委員長と協議の上決定いたしますので、御了承願います。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時五十九分散会